

1. 令和8年漁期島根県沖合海面における小型いか釣漁業許可（県外船）の制限措置

区分		内 容
小型 いか 釣 漁業 制 限 措 置	漁業種類	小型いか釣漁業
		小型いか釣漁業（けんさきいか、やりいか）
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数又は漁業者の数	10トン以上30トン未満の船舶：260隻 5トン以上10トン未満の船舶：113隻
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	島根県沖合海面
	漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで
漁業を営む者の資格		島根県外に住所又は主たる事務所を有し、(1)又は(2)に該当する者 (1)前年度において知事の許可を受け、 この漁業を誠実に営んだ実績を有する漁業者 (2)島根県と関係道県との間で調整が図られている漁業者

2. 令和8年度島根県沖合海面における小型いか釣漁業許可（県外船）の許可又は起業の認可を申請すべき期間

- (ア) 令和8年2月1日から令和8年3月1日まで
- (イ) 令和8年3月2日以降については、島根県と関係道県との間で調整が図られた日から2週間程度